

第十七条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる制度の区分に定める要件は、次の各号に掲げる制度の区分に定めるものとする。
（一）中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第八百八十八号。以下「令」という。）
（二）第三条第一号の確定給付企業年金（以下「確定給付企業年金」という。）
（三）イ 法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者の全てを確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
（四）第二条第四項に規定する加入者（以下「加入者」という。）とするものであること。
（五）法第十七条第一項の引渡しをしたときに
　　おける同項後段の申し出に係る被共済者に係る確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額から当該引渡しがないものとして同条の規定に基づき計算した給付に要する費用

過去勤務掛金が納付されたことのある社員の解約手当額が免除された場合 次のイからハまでのうち最も少ない額 減額相当額

法第二十九条第三項の規定により当該共済契約に係る解約手当金の額として算定して得られる額（当該被共済者について法第三十一条の三第一項の移換が行われている場合にあつては、当該移換を受けなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。ハにおいて「解約手当金額」という。）に百分の三十を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるのとする。）

解約手当金額から納付された過去勤務掛金の総額と減じて得る額

に係る解約手当金の額として算定して得られる額（当該被共済者について法第三十二条の第三項の移換が行われている場合にあっては、当該移換を受けなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。）に百分の三十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

口 法第十七條第一項後段の申出に係る被共済者の特定退職金共済制度に係る掛け金の月額は、法第八条第二項第二号の規定により共済契約が解除されたときにおける当該共済契約の掛け金月額を下回らないものであること。

ハ 法第十七条第一項の規定により機構が引き渡す金額は、同項後段の申出をする共済契約者が負担する所得税法施行令第七十三条第一項第七号に規定する過去勤務等通算期間に対応する掛け金として一括して払い込まれるものであること。

(法第十七条第一項前段の通知)

第三十二条 法第十七条第一項前段の通知は、次に掲げる事項を記載した書類を機構に提出しなければならない。

三 合第三条第三号の制度（以下「特定退職金共済制度」という。）次のイからハまでのいずれにも該当すること。
イ 法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者を所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十三条第一項第二号に規定する被共済者とするものであること。

の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額を控除した額が、当該被共済者による第三十五条に規定する金額の合算額を下回らないものであること。

ハ 法第十七条第一項の規定により機構が引き渡す金額が、同項後段の申出をする共済契約者が負担する掛金として一括して払い込まれるものであること。

二 合第三条第二号の企業型年金（以下「企業型年金」という。）次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 法第八条第二項第一号の規定により解除された共済契約の被共済者の全てを確定拠出手年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第八項に規定する企業型年金加入者（以下「企業型年金加入者」という。）ととするものであること。

ロ 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者に係る第三十五条に規定する金額の全額が、同項後段の申出に係る被共済者に係る個人別管理資産（確定拠出手年金法第一条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）に充てられる資産として一括して払い込まれるものであること。

五　特定企業年金制度等の名称

六　特定企業年金制度等を実施した年月日

七　第三十七条に規定する特定企業年金制度等を実施する団体（以下「特定企業年金制度等実施団体」という。）の名称及び住所

八　特定企業年金制度等実施団体の預金口座の種類、名義及び口座番号

九　ある金融機関の名称並びに当該預金口座の種類、名義及び口座番号

（法第十七条第一項の厚生労働省令で定める金額）

（法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額は、解約手当金に相当する額（同項後段の申出が特定退職金共済制度への同項の引渡しに係るものである場合にあつては、前条第四号の金額）とする。）

ときは、第三号に掲げる事項の記載を要しない。
一 共済契約者の氏名又は名称及び住所
二 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済
者の住所
三 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済
者の住所
四 解約手当金に相当する額の範囲内で引渡し

二 共済契約者の氏名又は名称及び住所
二 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者となる者の氏名

2 共済契約者は、法第十七条第一項前段の通知をしたときは、遅滞なく、その旨を当該通知に係る被共済者に通知しなければならない。
(法第十七条第一項の厚生労働省令で定める期間)

第三十三条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める期間は、法第八条第二項第二号の規定により共済契約が解除された日の翌日から起算して三月とする。

(法第十七条第一項後段の申出)

第三十四条 法第十七条第一項後段の申出は、次の各号(当該申出が確定給付企業年金又は企業型年金への同項の引渡しに係るものである場合にあつては、第四号を除く。)に掲げる事項を記載した特定企業年金制度等引渡し申出書に同項に規定する特定企業年金制度等(以下「特定企業年金制度等」という。)を実施していることを証する書類及び同項に定める被共済者の同意があつたことを証する書類を添付し、これを機構に提出してしなければならない。ただし、当該申出に係る被共済者について、機構が認める

第三十八条 機構は、法第十七条第三項第二号又は第三号の事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を同条第一項前段の通知に係る被共済者に通知しなければならない。

2 法第十七条第三項第三号の厚生労働省令で定める事由は、同条第一項の規定により機構が特定企業年金制度等実施団体に第三十五条に規定する額を引き渡す前に、当該制度が終了されたこと（当該制度を実施した日以後に法第十七条第一項前段の通知に係る被共済者が退職した後、当該制度が終了されたことを除く。）とす

三 第四条第三号に規定する資産管理運用機関
企業型年金 確定拠出年金法第二条第七項
第一号ロに規定する資産管理機関（以下「資
産管理機関」という。）

四 特定退職金共済制度 所得税法施行令第七
十三条第一項に規定する特定退職金共済団体
(法第十七条第三項に定める事由の被共済者へ
の通知等)

第三十六条 機構は、前条に規定する額の引渡しを行つたときは、遅滞なく、前条に規定する額を法第十七条第一項後段の申出をした共済契約者に通知するとともに、当該額及び同条第二項の差額を同条第一項後段の申出に係る被共済者に通知しなければならない。
(法第十七條第一項の厚生労働省令で定める団体)

第三十七条 法第十七条第一項の特定企業年金制度等を実施する團体として厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定める團体とする。

一 確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する基金型企業年金 確定給付企業年金法
二 確定給付企業年金法第七十四条第一項に規定する規約型企業年金 確定給付企業年金法

(法第十八条の厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づく退職)

やむを得ない事情に基づく退職は、次のとおりとする。

二 被共済者が、別居している親族の扶養又は当該業務に従事することができないことによる退職

介護のため、やむを得ず住所又は居所を変更することによる退職

三 その他前二号に準ずる事情に基づく退職
(掛金納付月数の通算)

第四条 沿第一項の規定に依る掛金納付月数の通算是、通算前に締結されていた共済契約に係る区分掛金納付月数と通算後に締結された共

済契約に係る区分掛金納付月数を通算することにより行うものとする。

法第十八条の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合における法第二十九条第一項及び第二項（同条第三項第二号の規定によりその

例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、法第三十条第二項(同条第三

項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。) 及び第四項、法第三十三条の二第三項(同条第四項

で第四項（第三条の二第三項）（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七

項（同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同

じ)並びに法第三十一条の三第三項(同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)及び第

七項（同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同

じ。）並びに令第十六条第三項及び第五項（同条第六項の規定によりその例によることとされ得る場合を含む。以下二つの項これらにて同様。）

る場合を含む
規定期の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同
規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の退職金共済契約が

三 当該申出を行う者に雇い入れられた日から
共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続
して雇用された期間及び過去勤務期間の月数
(過去勤務期間としない期間)

で定める期間は、法第三条第三項第一号から第三号まで並びに第二条第一号、第二号及び第三号の二のいずれかに掲げる者であつた期間(同項第四号及び第五号並びに第二条第三号の三及び第五号のいずれかに掲げる者であつた期間を除き、法第二十七条第一項の申出を行おうとする者が過去勤務期間に含めない旨の申出をしようとする期間に限る)並びに法第三条第三項第四号及び第五号並びに第二条第三号の三及び第五号のいずれかに掲げる者であつた期間であつて、法第二十七条第一項の申出を行おうとする者に雇い入れられた日から共済契約の効力が発生する日の前日までの継続して雇用された期間に係るものとする。

2 前項の過去勤務期間に含めない旨の申出は、前条の書類にその旨及びその期間を記載してしなければならない。

納付について準用する。この場合において、第
四十八条第一項中「法第二十四条」とあるのは
「法第二十八条第四項において準用する法第二
十四条」と、「掛金月額」とあるのは「過去勘
務掛金の額」と、第四十九条中「法第二十五条
第一項」とあるのは「法第二十八条第四項にお
いて準用する法第二十五条第一項」と、第五十
一条及び第五十一条中「法第二十六条第一項」と
あるのは「法第二十八条第四項において準用す
る法第二十六条第一項」と、第五十二条中「法
第二十六条第二項」とあるのは「法第二十八条
第四項において準用する法第二十六条第二項」
と読み替えるものとする。

(共済契約者に対する通知)

第五十九条 機構は、被共済者について、過去勘
務掛金を納付すべきすべての月につき、過去勘
務掛金が納付されたときは、その旨を共済契約
者に通知しなければならない。

**第五節 他の退職金共済制度に係る退職
金相当額の受入れ等**

(法第三十条第一項の退職金共済事業を行なう團
体であつて厚生労働省令で定めるもの)

二 当該申出を行う者の氏名及び住所
約者の氏名又は名称及び住所

三 特定退職金共済団体の名称及び住所

四 当該申出を行う者は雇用していた事業主の
氏名又は名称及び住所

五 退職の年月日

(法第三十一条第一項の退職金共済事業を行ふ
団体であつて厚生労働省令で定めるもの)

第六十四条 法第三十一条第一項の退職金共済事
業を行う団体であつて厚生労働省令で定めるもの
は、所得税法施行令第七十三条による規 定する
特定退職金共済団体である団体とす。)
(法第三十一条第一項の厚生労働省令で定める
一 条 未定)

2
共済団体が指定する預金口座へ振り込むことに
より行うものとする。
機構は、法第三十一条第一項の引渡しを行つ
たときは、遅滞なく、その旨及び当該引渡しを
行つた額を同項の申出をした者に通知しなけれ
ばならない。
(法第三十一条の二第一項の退職金共済事業を
廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるも
の)
第六十九条の二 法第三十一条の二第一項(同条
第六項の規定により読み替えて準用する場合を
含む。次条、第六十九条の四、第六十九条の五、
(同条第二項を除く。)及び第六十九条の八(同

Digitized by srujanika@gmail.com

第六十五条 法第三十一条第一項の厚生労働省令で定める事項は、機構は、同項の申出をした者が係に係する退職金に相当する額を、一括して、遲滞なく、同項に規定する団体（第六十七条及び六十九条において「特定退職金共済団体」という。）に引き渡すこととする。

（法第二十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項等）

第六十六条 法第三十一条第一項の厚生労働省は、
第六十七条 法第三十一条第一項の申出
で定める期間は、三年とする。
(法第三十一条第一項の申出)

失効省今て定める事項は、事業主が同項の申出をした場合において、廃止団体が、退職金共済に関する契約に基づき当該廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の範囲内の金額（以下この条、次条及び第五十九条の五において「引渡し金額」という。）の総額を一括して、機構に引き渡すこととする。

当該申出を行う者の氏名及び住所
特定退職金共済団体の名称及び住所
当該申出を行う者を雇用する事業主の氏名
又は名称及び住所
四 当該申出を行う者に係る共済契約の共済契約者の氏名又は名称及び住所
五 退職の年月日

特定退職金共済団体が、法第三十一条の二第二項の引渡金額を引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約（次項及び次条において「引渡契約」という。）を締結しようとするときは、次の各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。

一 退職金共済事業の廃止に関する意思の決定文

五 退職の年月日
(法第三十一条第一項の厚生労働省令で定める
金額)

二 所得税法施行令第七十四条第三項の承認を証する書類

第六十八条 法第三十一条第一項の厚生労働省令
並びに、金額は、同項の日出づる旨に付す。

二、所定積立金の第一回第三項の規定
（当該特定退職金共済団体が平成二十八年四
月一日前と同額の認可を受けた場合にあっては

て定める金額は 同項の申出をした者に係る退職金に相当する額とする。

月一日前に同項の承認を受けた場合はあつては、同令第七十三条第一項第九号に係る変更についての同令第二百四十九条五項の認定

(法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める額の引渡し等)

についての同令第七十四条第五項の承認)を受けたことを証する書類

第六十九条 機構は、法第三十一一条第一項の引渡しについては、前条に規定する額を特定退職金

三 所得税法施行令第七十四条第一項に規定する退職金共済規程の写し

(共済証紙の購入等)

- 2 共済証紙貼付共済契約者は、共済証紙を購入しようとするときは、特定業種受託金融機関にて共済契約者証票を提示しなければならない。

3 共済証紙貼付共済契約者は、次に掲げる場合には、特定業種受託金融機関に共済契約者証票を提示し、その保有する共済証紙の買戻しを申し出ることができる。

一 特定業種共済契約が解除されたとき。

二 被共済者となるべき者を雇用しなくなつたとき。

4 共済証紙貼付共済契約者は、共済証紙が変更されたときは、特定業種受託金融機関に共済契約者証票を提示し、その保有する変更前の共済証紙と変更後の共済証紙との交換を申し出ることができる。

(共済手帳及び共済証紙の受扱い状況)

第九十条 共済契約者は、共済手帳及び共済証紙の受扱い状況を明らかにしておかなければならぬ。

(加入促進等のための掛金負担軽減措置)

第九十一条 法第四十五条第一項の規定により掛け金の納付を免除できる日分は、新たに特定業種共済契約の被共済者(同項の規定に基づき掛け金の納付の免除の措置が講ぜられた日のあるものを除く。)となる者について、次の各号に掲げる共済契約者の属する法第二条第四項の特定業種の区分に応じ、当該各号に定める日分とする。

1 建設業 五十日

2 共済証紙貼付共済契約者に対する法第四十五条第一項の規定による免除(以下この条において単に「免除」という。)は、共済契約者の請求に基づき当該免除の対象となる被共済者に対して交付する共済手帳にその旨を明らかにして行うものとする。

3 電子情報処理組織使用共済契約者に対する免除は、当該電子情報処理組織使用共済契約者に対する旨を明らかにして行うものとする。

4 第四十七条第一項の規定は、免除について準用する。

(法第四十六条第一項の金額の繰入れ)

第九十二条 機構は、法第四十六条第一項第一号の規定による認定があつたとき又は同項第二号

の規定による申出に係る者が同号の乙特定業種に係る特定業種共済契約の被共済者となつたと

- | |
|--|
| <p>の規定による申出に係る者が同号の乙特定業種に係る特定業種共済契約の被共済者となつたときは、遅滞なく、同項の規定により繰り入れなければならない金額を同項の甲特定業種に係る勘定から、同項の乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。</p> <p>(法第四十六条第一項第一号の厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づく退職) 入れなければならない。</p> <p>（法第四十六条第一項第一号の厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づく退職は、第三十九条各号に掲げる退職とする。）</p> <p>(特定業種間の移動による通算の申出)</p> <p>第九十三条 法第四十六条第一項各号の申出は、
勤省令で定めるやむを得ない事情に基づく退職
は、第三十九条各号に掲げる退職とする。</p> <p>第九十四条 法第四十六条第一項第一号の厚生労
働省令で定めるやむを得ない事情に基づく退職
は、第三十九条各号に掲げる退職とする。</p> <p>(特定業種間の移動による通算の申出)</p> <p>第九十五条 法第四十六条第一項各号の申出は、
移動通算申出書に同項第一号の申出にあつては
第一号及び第二号、同項第二号の申出にあつては
は第一号及び第三号に掲げる書類を添付し、こ
れを機構に提出してしなければならない。</p> <p>一 従前の特定業種共済契約に係る共済手帳
二 法第四十六条第一項第一号の認定があつた
ことを証する書類</p> <p>三 法第四十六条第一項第二号の同意があつた
ことを証する書類</p> <p>2 法第四十六条第一項第一号の申出をしようと
する者は、同号の認定を受けようとするときは、
退職事由を明らかにした退職事由認定申請
書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
(特定業種間を移動した場合の通知)</p> <p>第九十六条 機構は、法第四十六条第一項の繰入
れを行つたときは、遅滞なく、当該繰入れを行
つた金額及び当該繰入れに係る特定業種掛金納
付月数を同項各号の申出をした者及び同項第二
号の申出に係る者に通知しなければならない。</p> <p>第九十七条 削除
(被共済者が特定業種間を二回以上移動した場合の取扱い)</p> <p>第九十八条 法第四十六条第一項の甲特定業種に
係る特定業種共済契約の被共済者が同条第二項
の規定により当該甲特定業種に係る特定業種共
済契約についての掛け金の納付があつたものとみ
なされた者である場合における令第十三条の規
定の適用については、同条第一項及び第四項第
一号中「甲特定業種に係る特定業種掛け金納付月
数」とあるのは、「甲特定業種に係る特定業種
掛け金納付月数」(法第四十六条第二項の規定によ
り納付があつたものとみなされた掛け金に係る特
定業種掛け金納付月数を含む。)とする。</p> <p>(元請負人の事務処理)</p> <p>第九十九条 元請負人は、法第四十七条の事務を
処理しようとするときは、あらかじめ、その事
務を記載した届書を機構に提出しなければ
ならない。</p> <p>一 元請負人の氏名又は名称及び住所
二 事務所の名称及び所在地
三 委託を行つた下請負人の氏名又は名称及び
住所並びにその委託した事務の内容
四 委託を受けた事務に係る被共済者の見込
み数</p> <p>第一百条 第一項の届書には、当該下請負人が委託を行つ
たことを証する書類を添付しなければならな
い。</p> <p>2 第一項の届書を提出した元請負人は、当該届
書に記載された事項に変更を生じたときは、遅
滞なく、その旨を機構に届け出なければならな
い。</p> <p>第一百一条 第一項の届書の提出、第二項の規
定による書類の添付及び前項の規定による変更
の届出については、電子情報処理組織を使用す
る方法により行うことができる。</p> <p>第一百二条 法第四十七条の事務を処理する元請
負人は、同条の事務を処理する事務所ごとに、
当該事務所において処理する同条の事務に係る
下請負人ごとの委託を受けた事務の内容並びに
共済手帳及び共済証紙の受払い状況を明らかに
した帳簿を備え付けておかなければならない。</p> <p>2 前項の帳簿は、電磁的記録(電子的方式、磁
気的方式その他の知覚によつては認識するこ
とができる方式で作られる記録であつて、法
第四十四条第五項に規定する電子計算機による
情報処理の用に供されるものをいう。)をもつ
て作成することができる。</p> <p>第一百三条 機構は、必要があると認めるときは、法
第四十七条の事務を処理する元請負人に対し、
その事務の処理に関し報告又は文書の提出を求
めることができる。</p> <p>(共済契約者の代理人)</p> <p>第一百四条 共済契約者は、あらかじめ代理人を選
任した場合には、特定業種共済契約に關して共
済契約者が行なうべき事務をその代理人に処理
させることができる。</p> <p>2 第九十八条及び第九十九条の規定は、前項の
代理人について準用する。この場合において、
第九十八条第二項及び第九十九条第一項中「下
請負人」とあるのは、「共済契約者」と読み替
るものとする。</p> <p>(共済手帳の請求等)</p> <p>第一百五十二条 共済契約者は、法第四十八条第一項の
規定により共済手帳を請求しようとするとき</p> |
|--|

務を処理しようとする事務所ごとに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければ

約者証票を提出して、その旨を機構に届け出なければならない。ただし、共済契約者が機構が定める方法によりその氏名若しくは名称又は住所の変更を確認することに同意した場合であつて、機構が当該方法による当該氏名若しくは名称又は住所の変更の確認を行つた場合は、この限りでない。

2 共済契約者は、第七十四条第一項第五号又は独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第八条第二項第五号の印章の印影を変更しようとするときは、あらかじめ、変更後の印章の印影を機構に届け出なければならない。

3 共済契約者は、共済契約者証票を紛失したときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。

4 被共済者は、その氏名を変更したときは、遅滞なく、共済手帳を提出して、その旨を機構に届け出なければならない。

5 第七十三条の規定は、特定業種共済契約に係る共済手帳の紛失について準用する。この場合において、同条中「退職金等」とあるのは「退職金」と読み替えるものとする。

第二節 特定業種の指定等に伴う経過措置

(従前の積立事業の認定基準等)

第一百五条 法第五十三条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第五十三条に規定する退職金積立ての事業(以下「積立事業」という。)に参加している事業主(以下この条において「参加事業主」という。)に雇用されている法第三十九条に規定する者が参加事業主に雇用される者でなくなるに至つたときに、その積立事業から退職手当の支給を受けることが定められていること。

二 参加事業主が同一の基準に基づいて作成した退職手当に関する定めであつて期間を定めて雇用される者に係るものを有し、かつ、積立事業に関する事務の全部又は一部が共同で処理されていること。

法第五十三条の認定を受けようとする者は、当該積立事業が前項の基準に適合することを明確にした申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(従前の積立事業に係る積立金の納付)

第六条 法第五十三条の政令で定める金額の納付は、次に掲げる事項を記載した書類を機構に提出してしなければならない。

三二一
共済契約者の氏名又は名称及び住所
被共済者の氏名及び生年月日
当該特定業種に係る特定業種共済契約

(准用) 月数を同条第一項各号の申出をした者及び同項第二号の申出に係る者に通知しなければならぬい。

第一百十三条

第六章 雜別

第一百十三条

第六章 雜別

る。この場合において、同項中「法第四十六条第一項」の規定による審査の申立ては、次に掲げる事項を記載した審査申立書正副各一通を、労働保険審査会（以下「審査会」という。）に提出してするものとする。

一 申立人の氏名又は名称、住所又は居所及び共済契約者又は被共済者との関係

二 共済契約にあつては、共済契約者及び被共済者の氏名又は名称

三 特定業種共済契約にあつては、共済契約者の氏名又は名称並びに被共済者の氏名及び生年月日

四 申立ての趣旨及び理由

五 法第八十四条第二項に規定する期間の経過後において審査の申立てをする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由証拠書類があるときは、これを前項の審査申立書に添付しなければならない。

（副本の送付及び弁明書の提出）

第一百十五条 審査会は、前条第一項の審査申立書の提出があつたときは、その副本を機構に送付しなければならない。

2 機構は、前項の副本の送付を受けたときは、弁明書を審査会に提出しなければならない。
（書面審査）

第一百六十六条 審査会の審査は、審査申立書及び弁明書について行なうものとする。

第一百七十七条 法第八十四条の審査の結果は、文書で明らかにし、これを申立人及び機構に送付しなければならない。
（審査の結果）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（加入促進のための掛金負担軽減措置に関する暫定措置）

第二条 法第十八条の二第一項の規定により共済契約の申込みを促進するために減額することができる額は、第三十二条の二に規定するもののほか、現に共済契約を締結している中小企業業者であつて平成三年四月一日から平成五年三月三日まであるものとする。

場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

令第七条第五項の合算月数（以下この項において「合算月数」という。）が二十四月末満である場合、移動時掛金月額を掛金月額とし、合算月数を区分掛金納付月数として、改正法附則第七条第一号の規定を適用した場合に得られる額（その額が繰入金額に退職金共済契約に基づき納付された掛け金（みなし納付掛け金を除く。次号において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）

二 合算月数が二十四ヶ月以上である場合
金額に退職金共済契約に基づき納付され
金の総額を加算して得た額

は、次の各号に掲げる同条の「一年法契約（以下この条において「一年法契約」という。）について同条の旧法契約（以下この条において「旧

（法契約」という。）に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算して得られる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算して得られる区分掛金納付月数（以下この条において「通算区分掛金納付月数」という。）に応じ改正法による改正後の中小企業退職金共済法（以下「新法」という。）別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額（退職が死亡による場合にあっては、百円に通算区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算

二 二十四月以上四十二月以下 掛金月額の区分ごとに、百円に通算区分掛金納付月数を乗じて得た額（旧法契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数が三十六月以上の掛金月額の区分においては、通算区分掛金納付月数に改正法附則第十条第一号イに定める月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を

合算して得た額
イ 掛金月額の区分ごとに、次の（1）から

1) に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を合算して得た額

(一) 額の区分 通算区分掛金納付月数に応じ
新法別表第二の下欄に定める金額の十分
の一の金額(二年法契約について旧法契
約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の

規定により通算して得られる一部施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上の掛金月額の区分においては、通算区分掛金納付月数に改正法附則第十条第一号ロに定める月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額とし、その額が中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部の施行に伴

う経過措置に関する政令（以下「経過措置政令」という。）第五条において準用する経過措置政令第二条第一号ハに定める額を超えるときは、当該定める額とする。

(2) 旧最高掛金月額を超えない部分の掛金
月額の区分のうち、二年法契約に係る区
分掛金納付月数がない掛け金月額の区分
通算区分掛金納付月数に応じ新法別表第
二の下欄に定める掛け金月額の十分の一の
掛け金月額(以下「一部掛け金」といふ)
掛金の区分

(旧法規統に係る一部暫行日前区分掛金納付月数が三十六月以上の掛け金額の区分においては、通算区分掛金納付月数に改正法則第十条第一号イに定める月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の二の一の金額とし、その額が経過措置政令第五条において準用する経過措置政令第二条第一号ロに定める額を超えるときは、当該定める額とする。

(3) (1) 及び (2) に掲げる掛金月額の区分以外の掛金月額の区分（通算区分掛金納付月数に応じ新別法表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額（旧法契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数が三十六月以上の掛金月額の区分又は二年法契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上の掛け金月額の区分においては、通算区分掛金納付月数に改正

法附則第十条第一号イに定める月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額)

口 次の(1)及び(2)に定める額を合算して得た額

(一) 「清算金額を算出する月の前月の期日」の月の計算月（平成八年四月以後の計算月に限る。）までの各月分の掛け金に係る通常区分掛金納付月数に応じて（一）から（三）までに定める額を合算して得た額

(2) 旧法契約が効力を生じた日の属する月に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る改正法附則第十一条の規定により定められる支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

から計算月（平成四年四月から平成八年三月までの計算月に限る。）までの各月の掛金（旧法契約にあつては、掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分の各月分の掛金）に係る通算区分掛金納付月数（日最高掛金月額を超えない部分の掛金

〔一 最高預金額を起手に二年半の定期預金の区分においては、月額の法契約に係る区分(金納付月数)に応じ旧法別表第2の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額に、それぞれ当額計算月の属する年度に係る日法第十四条第三項

の規定により定められる支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

改正法附則第十一一条第四項の当該年度の前年
度の運用収入のうち支給率に関する規定に定め
る額の支払に充てるべき部分の額として算定し
た額は、当該年度の前年度の勤労者退職金共済
機構の財務及び会計に関する省令（昭和三十四
年労働省令第十八号）第二条第二項の一般の中
小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益
計算における利益の見込額とする。

改正法附則第十三条第四号に規定する額)
七条 改正法附則第十三条第四号の掛金月額の区分ごとに、現契約について前契約に係る掛金

納付月数を旧法第十四条の規定により通算して得られる区分掛金納付月数に、同号イ又はロに定める月数を加えた月数に応じ労働省令で定め

るところにより算定して得られる額を合算して得た額は、次の各号に掲げる改正法附則第十三条第四号の現契約（以下この条において「現契約」という。）について同号の前契約（以下こ

の条において「前契約」という。)に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算して得られる掛け金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 掛金月額の区分ごとに、現契約について前契約に係る掛け金納付月数を旧法第十四条の規定により通算して得られる区分掛け金納付月数(以下この条において「通算

区分掛金納付月数」という。(に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を
合算して得た額(次号イ(1)又は(2)に掲げる
掛金月額の区分の区分にあつては、当該
(1)又は(2)に定める額)を合算して得
た額

(イ) 挂金月額の区分ごとに、次の(1)から(3)までに掲げる掛金月額の区分の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を合算して得た額

(1) 改正法附則第十三条第四号イに掲げる掛金月額の区分のうち、前契約に係る区分掛金納付月数がある掛け金月額の区分

(2) 合算区分掛け金納付月数に応じ新法別表第

(2) 改正法附則第十三条第四号イに掲げる額の区分掛金納付月数が三十六月以上の掛け金額の区分においては、通算区分掛金納付月数に改正法附則第十三条第四号イに定める月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額

掛金月額の区分のうち、前号に規定する掛金月額の区分以外の掛金月額の区分通算区分掛金納付月数に応じ新法別表第

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（日） 応当する日がない月においては、その月の末

二　令第七条第一項第三号に掲げる場合 同号のみなし加入日のうち繰入金額の算定の基礎となつた日

金（以下この項における「みなし給付額」といふ。）に係る掛金納付月数を含む。）が二十四ヶ月未満である移動被共済者に係る退職金及び解約当金の額は、改正法附則第七条（改正法附則第十三条第二号）において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　令第七条第五項の合算月数（以下この項において「合算月数」という。）が二十四月末おいて「合算月数」という。）が二十四月末未満である場合

(七年法契約の第八条被共済者に対する改正法附則第八条第一号の規定により読み替えて適用する改正法附則第七条の規定の適用)

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 掛金月額区分ごとに、次の(1)から(3)までに掲げる掛金月額区分の区分によるものとし、(1)から(3)までに定める金額の十分の一の金額)を合算して得た額

ロ 合算して得た額

満である場合、移動時掛金月額を掛金月額とし、合算月数を区分掛金納付月数として、改正附則第七条の規定を適用した場合に得られる額（その額が繰入金額に退職金共済契約に基づき納付された掛け（みなし）納付掛け金を除く。次号において同じ。）の総額を加算して得た額）

二 合算月数が二十四月以上である場合 繰入金額に退職金共済契約に基づき納付された掛け金の総額を加算して得た額

第一項の規定に該当する移動被共済者が、施行日前に掛け金納付月数を通算した場合における同項の規定の適用については、同項中「退職金共済契約の効力」とあるのは、「当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の退職金共済契約の効力」とする。

第五条 前条第一項の規定に該当する移動被共済者のうち、退職金共済契約の効力が生じた日が平成八年四月一日以後である移動被共済者であつて令第七条第六項第二号のみなし加入日のうち繰入金額の算定の基礎となつた日が同日前の日であるものに対する改正法附則第七条（改正法附則第十三条第二号イにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正法附則第七条第三号ロ（2）中「平成六年三月」とあるのは「平成八年三月」と、「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十三号）による改正前の中小企業退職金共

正法附則第八条第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、改正法附則第七条第三号ロ(2)中「平成六年三月」とあるのは「平成八年三月」と、「中小企業退職金共済法」の一部を改正する法律(平成七年法律第六十三号)による改正前の中小企業退職金共済法別表第二」とあるのは「この法律による改正前の中小企業退職金共済法別表第二」と、「同法第十条第三項の規定により定められた支給率」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(平成七年政令第四百九号)第十二条第二項の規定により定められた支給率」とする。
(改正法附則第十条第一項第一号に規定する額)
第七条 改正法附則第十条第一項第一号に規定する額は、次の各号に掲げる第十条契約(同項に規定する第十条契約をいう。以下同じ。)に係る掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 二十三月以下 掛金月額区分ごとに、第十七条契約に係る区分掛金納付月数(以下この条において「通算区分掛金納付月数」という。)に応じ改正法による改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額(退職が死亡による場合につれては、百円に通算区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額)
二 二十四月以上四十二月以下 掛金月額区分ごとに、百円に通算区分掛金納付月数を乗じて得た額)

(1) 旧最高掛金月額を超える部分の掛金額区分 通算区分掛金納付月数に応じ新法別表第二の下欄に定める額の十分の一の金額(第十条契約に係る施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上の掛け金額区分においては、通算区分掛金納付月数に改正法附則第十条第一項第一号ロに定める月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額とし、その額が次に掲げる額のうちいずれか少ない額を超えるときは、当該少ない額とする。)

(2) 月額区分のうち、二年法契約について旧法契約に係る掛け金納付月数を通算しなかつて得た額

(i) 通算区分掛金納付月数に第十条契約に係る平成七年換算月数を加えた月数に応じ改正法による改正前の中小企業退職金共済法(以下「平成七年法」という。)別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額

(ii) 通算区分掛金納付月数について中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(平成七年政令第百八十八号以下「平成七年経過措置政令」という。)第五条において準用する平成七年経過措置政令第二条の規定により管

つたものとみなした場合において一年法契約に係る区分掛金納付月数がない掛金月額区分（通算区分掛金納付月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額（当該旧法契約に係る施行日前区分掛金納付月数が三十六月以上の掛け金納付月数が三十六月以上の掛金月額区分においては、通算区分掛金納付月数に当該旧法契約に係る換算月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額とし、その額が次に掲げる額のうちいずれか少ない額を超えるときは、当該少ない額とする。））
(i) 通算区分掛金納付月数に当該旧法契約に係る平成七年換算月数を加えた月数に応じ平成七年法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額
(ii) 通算区分掛金納付月数について平成七年経過措置政令第五条において準用する平成七年経過措置政令第二条の規定により算定して得た額
③ 旧最高掛金月額を超えない部分の掛金月額区分のうち、二年法契約に係る旧法契約に係る掛金納付月数を通算しなかつたものとみなした場合において、二年法契約に係る区分掛金納付月数がある掛け金月額区分（通算区分掛金納付月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額（当該旧法契約に係る施行日前区分掛金納付月数が三十六月以上の掛け金月額区分又は当該二年法契約に係る施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上上の掛け金月額区分においては、通算区分掛金納付月数に改正法附則第十条第一項第一号イに定める月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額）
次の（1）及び（2）に定める額を合算して得た額
(1) 旧法契約が効力を生じた日の属する月から計算月（平成十一年四月以後の計算月に限る）までの各月分の掛け金に係る通算区分掛金納付月数に応じイ（1）から（3）までに定める額を合算して得た額に、それぞれ当該計算月の属する年度

(2) 旧法契約が効力を生じた日の属する月から計算月（平成四年四月から平成六年三月までの計算月に限る。）までの各月分の掛金（二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を通算しなかつたものとみなした場合における当該旧法契約にあつては、掛け金のうち旧最高掛け金月額を超える部分の各月分の掛け金）に係る通算区分掛け金納付月数に応じ中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十三号）による改正前の中小企業退職金共済法（以下「平成二年法」という。）別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る平成二年法第十条第三項の規定により定められた支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

(改正法附則第十二条第一項の労働省令で定める日)合において、前項中「平成十一年度」とあるのは、「当該年度の前年度」と読み替えるものとする。

第九条 改正法附則第十二条第二項の労働省令で定める日は、平成十一年七月三十一日とする。
(改正法附則第十三条第四号に規定する額)
第十条 改正法附則第十三条第四号の掛金月額区分ごとに、現契約について前契約に係る掛け金納付月数を通算して得られる区分掛け金納付月数に、同号イ又はロに定める月数を加えた月数に応じ厚生労働省令で定めるところにより算定して得られる額を合算して得た額は、次の各号に掲げる同号の現契約(以下この条において「現契約」という。)について同号の前契約(以下この条において「前契約」という。)に係る掛け金納付月数を通算して得られる掛け金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一二二十三月以下 掛金月額区分ごとに、現契約について前契約に係る掛け金納付月数を通算して得られる区分掛け金納付月数(以下この条において「通算区分掛け金納付月数」という。)に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額

二 二十四月以上四十二月以下 掛金月額区分ごとに、百円に通算区分掛け金納付月数を乗じて得た額(改正法附則第十三条第四号イに掲げる掛け金月額区分のうち、現契約について前契約に係る掛け金納付月数を通算しなかつたものとみなした場合において、前契約に係る区分掛け金納付月数がある掛け金月額区分であつて、当該前契約に係る施行日前区分掛け金納付月数が三十六月以上のものにあつては、通算区分掛け金納付月数に改正法附則第十三条第四号イに定める月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額)を合算して得た額

三四四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 掛金月額区分ごとに、次の(1)から(3)までに掲げる掛け金月額区分の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を合算して得た額

(1) 改正法附則第十三条第四号イに掲げる掛金月額区分のうち、現契約について前

契約に係る掛金納付月数を通算しなかつたものとみなした場合において、前契約に係る区分掛金納付月数がある掛金月額区分（通算区分掛金納付月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額）（当該現契約に係る施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上の掛け金月額区分又は当該前契約に係る施行日前区分掛金納付月数が三十六月以上の掛け金月額区分においては、通算区分掛金納付月数に改正法附則第十三条第四号イに定める月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額）

改正法附則第十三条第四号イに掲げる掛金月額区分のうち、現契約について前契約に係る掛金納付月数を通算しなかつたものとみなした場合において、前契約に係る区分掛金納付月数がない掛け金月額区分（通算区分掛金納付月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額）（当該現契約に係る施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上の掛け金月額区分においては、通算区分掛金納付月数に当該現契約に係る解約手当金換算月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額とし、その額が次に掲げる額のうちいずれか少ない額を超えるときは、当該少ない額とする。）

(i) 通算区分掛金納付月数に当該現契約に係る平成七年解約手当金換算月数を加えた月数に応じ平成七年法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額

(ii) 通算区分掛金納付月数について平成七年経過措置政令第九条において準用する平成七年経過措置政令第三条の規定により算定して得た額

改正法附則第十三条第四号イに掲げる掛け金月額区分（通算区分掛金納付月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額）（当該現契約に係る施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上の掛け金月額区分においては、通算区分掛金納付月数に定める月数を加えた月数に応じ新法別

第十一條 行政令第二号の規定による退職金共済契約の被共済者のうち、中小企業退職金共済法（支給率に関する特例）

(1) 通算区分掛金納付月数に現契約について前契約に係る掛金納付月数を通算した退職金共済契約に係る平成七年解約手当金換算月数を加えた月数に応じ平成七年法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の額の十 分の一の金額。

(2) 通算区分掛金納付月数について平成七年経過措置政令第九条において準用する平成七年経過措置政令第三条の規定により算定して得た額。

(1) 平成八年四月前までの期間に係る掛け金として旧最高掛金月額を超える額の掛け金の納付がなかつた被共済者にあつては、次の(1)に定める額とし、それ以外の被共済者については、次の(1)に定める額に(2)に定める額を加算した額。

(2) 前契約が効力を生じた日の属する月から計算月（平成十一年四月以後の計算月に限る。）までの各月分の掛け金に係る通算区分掛金納付月数に応じイ(1)から(3)までに定める額を合算して得た額に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る改正法附則第十二条の規定により定められる支給率を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額。

前契約が効力を生じた日の属する月から計算月（平成四年四月から平成六年三月までの計算月に限る。）までの各月分の掛け金のうち旧最高掛金月額を超える部分に係る区分掛金納付月数に応じイ(1)から(3)までに定める額を合算して得た額に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る改正法附則第十二条の規定により定められる支給率を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額。

(i) 通算区分掛金納付月数に現契約について前契約に係る掛け金納付月数を通算した退職金共済契約に係る平成七年解約手当金換算月数を加えた月数に応じ平成七年法別表第二の下欄に定める金額の十 分の一の金額。

(ii) 通算区分掛金納付月数について平成七年経過措置政令第九条において準用する平成七年経過措置政令第三条の規定により算定して得た額。

表第二の下欄に定める金額の十 分の一の金額とし、その額が次に掲げる額のうちいずれか少ない額を超えるときは、当該少ない額とする。

第十二條 平成三年四月一日前に掛金納付月数を通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における経過措置政令第二条（経過措置政令第三条、第五条及び第八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、経過措置政令第二条（経過措置政令第二条）とあるのは、「平成七年経過措置政令第二条中第一号ロ中「旧法契約」とあるのは、「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」と、「掛け金月額の変更があつた場合」とあるのは、「掛け金月額の変更があつた場合」及び平成三年四月一日前に掛金納付月数の通算が行われた場合」として同条とする。

(1) 平成三年四月一日前に掛金納付月数を通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における経過措置政令第七条の規定の適用については、同条中「平成七年経過措置政令第八条第一号ロ中「旧法契約」とあるのは、「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」として同条とする。

(2) 平成三年四月一日前に掛金納付月数を通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における経過措置政令第七条の規定の適用については、同条中「平成七年経過措置政令第八条第一号ロ中「旧法契約」とあるのは、「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」として同条とする。

(3) 平成三年四月一日前に掛金納付月数を通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における経過措置政令第七条の規定の適用については、同条中「平成七年経過措置政令第八条第一号ロ中「旧法契約」とあるのは、「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」として同条とする。

(4) 平成三年四月一日前に掛金納付月数を通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における経過措置政令第七条の規定の適用については、同条中「平成七年経過措置政令第八条第一号ロ中「旧法契約」とあるのは、「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」として同条とする。

(5) 平成三年四月一日前に掛金納付月数を通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における経過措置政令第七条の規定の適用については、同条中「平成七年経過措置政令第八条第一号ロ中「旧法契約」とあるのは、「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」として同条とする。

(6) 平成三年四月一日前に掛金納付月数を通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における経過措置政令第七条の規定の適用については、同条中「平成七年経過措置政令第八条第一号ロ中「旧法契約」とあるのは、「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」として同条とする。

第二十一条の四第一項に規定する被共済者であつて同項第一号の応当する日が施行日前の日であるもの及び移動被共済者であつて令第七条第六項第二号のみなし加入日のうち繰入金額の算定の基礎となつた日が施行日前の日であるものに係る平成四年度から平成十年度までの各年度に係る同法第十条第二项第三号ロの支給率は、同条第三項の規定にかかるらず、施行日前に効力が生じた退職金共済契約の被共済者に係るものに係る各年度に係る支給率その他の事情を勘案して、労働大臣が施行日に定めるものとする。

(7) 平成三年四月一日前に効力が生じた退職金共済契約の被共済者に係るものに係る各年度に係る支給率その他の事情を勘案して、労働大臣が施行日に定めるものとする。

同条第三項の規定にかかるらず、施行日前に効力が生じた退職金共済契約の被共済者に係るものに係る各年度に係る支給率その他の事情を勘案して、労働大臣が施行日に定めるものとする。

（経過措置政令第二条及び第七条の算定した額に関する特例）

(1) 通算区分掛金納付月数について平成七年経過措置政令第九条において準用する平成七年経過措置政令第三条の規定により算定して得た額。

(2) 通算区分掛金納付月数について平成七年経過措置政令第九条において準用する平成七年経過措置政令第三条の規定により算定して得た額。

(3) 通算区分掛金納付月数について平成七年経過措置政令第九条において準用する平成七年経過措置政令第三条の規定により算定して得た額。

(4) 通算区分掛金納付月数について平成七年経過措置政令第九条において準用する平成七年経過措置政令第三条の規定により算定して得た額。

(5) 通算区分掛金納付月数について平成七年絏過措置政令第九条において準用する平成七年絏過措置政令第三条の規定により算定して得た額。

（解約手当金の減額に関する経過措置）

(1) 「掛け金月額の変更があつた場合」とあるのは、「掛け金月額の変更があつた場合」及び平成三年四月一日前に掛金納付月数の通算が行われた場合」として同条とする。

(2) 平成三年四月一日前に掛金納付月数を通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における経過措置政令第七条の規定の適用については、同条中「平成七年経過措置政令第八条第一号ロ中「旧法契約」とあるのは、「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」として同条とする。

(3) 平成三年四月一日前に掛金納付月数を通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における経過措置政令第七条の規定の適用については、同条中「平成七年経過措置政令第八条第一号ロ中「旧法契約」とあるのは、「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」として同条とする。

(4) 平成三年四月一日前に掛金納付月数を通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における経過措置政令第七条の規定の適用については、同条中「平成七年経過措置政令第八条第一号ロ中「旧法契約」とあるのは、「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」として同条とする。

(5) 平成三年四月一日前に掛金納付月数を通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における経過措置政令第七条の規定の適用については、同条中「平成七年絏過措置政令第八条第一号ロ中「旧法契約」とあるのは、「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」として同条とする。

（施行期日）

は、「平成七年経過措置政令第二条第一号口中「旧法契約」とあるのは「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」と、「掛金月額の変更があつた場合」であるのは「掛金月額の変更があつた場合及び平成三年四月一日前に掛金納付月数の通算が行われた場合」として同条とする。

平成三年四月一日前に掛金納付月数を通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における経過措置政令第六条第三項第三号イ(1)及び同条第四項第三号イ(1)の規定の適用については、これらの規定中「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令」(平成七年政令第四百九号)以下「平成七年経過措置政令」という。第八条第一号口中「旧法契約」とあるのは「当該被共済者に係る旧法契約であつて当該旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」と、「掛金月額の変更があつた場合」とあるのは「掛金月額の変更及び平成三年四月一日前に掛金納付月数の通算が行われていた場合」として同号」と、「平成七年経過措置政令第八条第一号」とあるのは「平成七年経過措置政令第八条第一号口中「旧法契約」とあるのは「当該被共済者に係る旧法契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の旧法契約」と、「掛金月額の変更があつた場合」とあるのは「掛金月額の変更及び平成三年四月一日以後に退職金共済契約が解除された被共済者(次項に規定する者を除く。)に対する経過措置政令第二条(経過措置政令第八条第一項第

準用する場合を含む。) 及び第四条(経過措置政令第八条第一項第一号ハ及びニにおいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	退職金共済契約	被共済者であつて経過措置政令第六条の規定に該当するもののうち、施行日以後に退職した被共済者及び施行日以後に退職金共済契約が解除された被共済者に対する経過措置政令第三条（経過措置政令第八条第一項第一号）において準用する場合を含む。）、及び第六条（経過措置政令第八条第一項第一号ハ及びニにおいて準用する場合を含む。）及び第六条（経過措置政令第八条第一項第二号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、それと同様に適用される字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	2	経過措置	退職
				政令第二項	退職
第一条第一項	退職金共済契約	当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の退職金共済契約	第三条第一項	経過措置	退職
				第三号口	退職
中「第二条	第六条中「第六条被共済者」とあるのは、「第三条	当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の退職金共済契約	第三号及び第二号	経過措置	退職
				第三号	退職
中「第二条	第六条中「第六条被共済者」とあるのは、「第三条	当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の退職金共済契約	第三号及び第一号	経過措置	退職
				第一号	退職

のうち、施行日以後に退職した移動被共済者及び施行日以後に退職金共済契約が解除された移動被共済者に対する経過措置政令第二条（経過措置政令第八条第一項第一号イにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該各号に定める日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が令第十四条第一項第一号に規定する移動時掛金月額（以下この条において「移動時掛金月額」という。）に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなす。

一 令第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる場合 現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から令第十四条第一項の繰入限度（以下この条において「繰入限度」という。）を移動時掛金月額で除して得た数に相当する月数分さかのぼった月において同日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）

二 令第十四条第一項第三号に掲げる場合 同号に規定するみなし加入日のうち繰入金額の算定の基礎となつた日

前項の規定に該当する移動被共済者のうち、掛金納付月数（令第十四条第五項に規定するみなし納付掛け金（以下この項において「みなし納付掛け金」という。）による掛け金納付月数を含む。）が二十四月末満である移動被共済者に係る退職金及び解約手当金の額は、経過措置政令第二条（経過措置政令第八条第一項第一号イにおいて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令第十四条第五項に規定する合算月数（以下この項において「合算月数」という。）が二十四月末満である場合 移動時掛金月額を掛け金月額とし、合算月数を区分掛け金納付月数として、経過措置政令第二条の規定を適用した場合に得られる額（その額が繰入金額に退職金共済契約に基づき納付された掛け金（みなし納付掛け金を除く。次号において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）

二 合算月数が二十四月以上である場合 繰入金額に退職金共済契約に基づき納付された掛け金の総額を加算して得た額

2 前条第一項の規定に該当する移動被共済者のうち、退職金共済契約の効力が生じた日が平成十一年四月以後平成十四年十一月前の日である十一年四月以後平成十四年十一月前の日である。移動被共済者であつて令第十四条第六項第二号のみなし加入日のうち繰入金額の算定の基礎となつた日が平成八年四月以後平成十一年四月前日の日であるものに対する経過措置政令第二条（経過措置政令第八条第一項第一号イにおいて準用される場合を含む。）の規定の適用については、経過措置政令第二条第一項第三号（2）中「平成六年三月」とあるのは「平成十一年三月」と、「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十三号）による改正前の中小企業退職金共済法（以下「平成二年法」という。）別表第二」とあるのは「平成十四年改正法による改正前の中小企業退職金共済法別表第二」と、「平成二年法第十一条第三項」とあるのは「中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年労働省令第三十号）附則第十二条」とする。

第六条 前条第一項の規定に該当する移動被共済者(うち、退職金共済契約の効力が生じた日が平成八年四月以後平成十一年四月前日のものに対する経過措置政令第二条(「平成六年三月」と「平成七年三月」を含む。)の規定の適用については、経過措置政令第二条第一項第三号(「平成六年三月」と「平成七年三月」を含む。)による改正前の中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成七年法律第六十三号)による改正前の中小企業退職金共済法(以下「平成二年法」という。)別表第二)とあるのは、「平成十年改正法による改正前の中小企業退職金共済法別表第二」とする。

3 第一項の規定に該当する移動被共済者が施行日前に掛金納付月数を通算した場合における現項の規定の適用については、同項中「退職金共済契約の効力」とあるのは、「当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の退職金共済契約の効力」である。

(七年法契約及び十年法契約の第三条被共済者に対する経過措置政令第三条第一号の規定による読み替て適用する経過措置政令第一条の規定の適用)

の中小企業退職金共済事業等勘定の給付經理の損益計算における利益の見込額の二分の一とする。

(1) 経過措置政令第八条第一項第三号イに当該(1)から(3)までに定める額を合算して得た額

第八条 経過措置政令第七条第二項の算定した額（経過措置政令第七条第二項の算定した額）

第一項第三号イに定める月数を加えた月数に応じ新令別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額)を合算して得た額
三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額
イ 掛金月額区分ごとに、次の(1)から(3)までに掲げる掛金月額の区分に応じ、

用する経過措置政令第二条の規定により読み替えて適用については、同条第一項第三号ロ(2)中「平成六年三月」とあるのは「平成十一年三月」と、「中小企业退職金共済法の一部を改正する法律(平成七年法律第六十三号)による改正前の中小企业退職金共済法(以下「平成二年法」という。別表第二)とあるのは「平成十四年改正法による改正前の中小企业退職金共済法別表第二」と、「平成二年法第十条第三項」とあるのは「中小企业退職金共済法施行規則の一部を改正する省令(平成十一年労働省令第三十号)附則第十一条」とする。

行令（昭和三十九年政令第百八十八号。以下「新令」という。）別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額
二 二十四月以上四十二月以下 掛金月額区分ごとに、百円に通算区分掛金納付月数を乗じて得た額（経過措置政令第八条第一項第三号イに掲げる掛金月額区分のうち、現契約について前契約に係る掛金納付月数を通算しなかつたものとみなした場合において、前契約に係る区分掛金納付月数がある掛け金月額区分であつて、当該前契約に係る施行日前区分掛金納付月数が三十六月以上のものにあつては、通算区分掛金納付月数に経過措置政令第八条

定する应当する日が平成八年四月前の日であるものに対する同号の規定により読み替えて適用する経過措置政令第二条（経過措置政令第八条第一号ロにおいて準用する経過措置政令第三条第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、経過措置政令第二条第一項第三号ロ

(2) 中「平成六年三月」とあるのは「平成八年三月」と、「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十三号）による改正前の中小企業退職金共済法（以下「平成二年法」という。）別表第二」とあるのは「平成十年改正法による改正前の中小企業退職金共済法別表第二」と、「平成二年法第十条第三項」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成七年政令第四百九号）第十二条第二項」とする。

十年契約の第三条第一号に規定する应当する日が平成八年四月一日以後平成十一年四月前日のうち政令第三条第一号に規定する应当する日が平成八年四月一日以後平成十一年四月前日のうち

第十条 経過措置政令第八条第一項第三号イ及びロに掲げる掛金月額区分ごとに、現契約（同号に規定する「現契約」をいう。以下この条における「同号」とは、(一)に規定する「現契約」を指す。以下この条において同じ。）について前契約（同号に規定する「前契約」をいう。以下この条において同じ。）に係る掛金納付月数を通算して得られる区分掛金納付月数に、同号イ又はロに定める月数を加えた月数に応じ厚生労働省令で定めるところにより算定して得られる額を合算して得た額は、次の各号に掲げる現契約について前契約に係る掛金納付月数を通算して得られる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 二十三月以下 掛金月額区分ごとに、現契約について前契約に係る掛金納付月数を通算して得られる区分掛金納付月数（以下この条において「通算区分掛金納付月数」という。）に応じ中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百九十一号）による改正後の中小企業退職金支給者を範

(1) 経過措置政令第八条第一項第三号に掲げる掛け金月額区分のうち、現契約について前契約に係る掛け金納付月数を通算しなかつたものとみなした場合において、当該(1)から(3)までに定める額を合算して得た額

(3) 経過措置政令第八条第一項第三号ロに掲げる掛金月額区分 通算区分掛金納付月数に応じ新令別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額（施行日前の期間に係る通算区分掛金納付月数が四十三月以上）の掛金月額区分においては、通算区分掛金納付月数に経過措置政令第八条第一項第三号ロに定める月数を加えた月数に応じ新令別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額とし、その額が（i）又は（ii）に掲げる額のうちいずれか少ない額を超えるときは、当該少ない額とする。

(i) 通算区分掛金納付月数に現契約について前契約に係る掛金納付月数を通算した退職金共済契約に係る平成十年解約手当金換算月数を加えた月数に応じ改正法による改正前の中小企業退職金共済法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額

(ii) 通算区分掛金納付月数について中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成七年政令第四百九号。以下「平成七年経過措置政令」という。）第九条において準用する平成七年経過措置政令第三条の規定により算定して得た額

平成八年四月前 の期間に係る掛金として旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなかつた被共済者にあつては、次の（1）に定める額とし、それ以外の被共済者については、次の（1）に定める額に（2）に定める額を加算した額

(1) 前契約が効力を生じた日の属する月から計算月（平成十五年四月以後の計算月に限る。）までの各月分の掛金に係る通算区分掛金納付月数に応じイ（1）から（3）までに定める額を合算して得た額に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る経過措置政令第七条第二項の規定により定められる支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

(2) 前契約が効力を生じた日の属する月から計算月（平成四年四月から平成六年三月までの計算月に限る）までの各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分に係る区分掛金納付月数に応じ平成二年法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る平成二年法第十条第三項の規定により定められた支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

（機構の特例の業務方法書への記載）

第十一条 改正法附則第十条の規定により勤労者退職金共済機構の業務が行われる場合には、法第六十八条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、第七十六条の四各号に掲げる事項のほか、改正法附則第十条に規定する債権の管理及び回収に関する事項とする。
(解約手当金の減額に関する経過措置)

第十二条 施行日前に効力を生じた退職金共済契約が施行日以後に解除された場合（次項の規定に該当する場合を除く。）における第二十七条第二項の規定の適用については、同項第一号中「法第十三条第三項」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号。以下この条において「平成十四年経過措置政令」という。）第八条第一項第一号イ」と、「法第十条第二項」とあるのは「平成十四年経過措置政令第二条」と、同項第二号中「法第二十一条の四第三項」とあるのは「平成十四年経過措置政令第八条第一項第一号ロ又はハに掲げる被共済者の区分に応じ、当該ロ又はハ」とする。

2 平成三年四月一日前に効力を生じた退職金共済契約で同日以後に旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付があつたものが施行日以後に解除された場合における解約手当金は、前項の規定により読み替えられた第二十七条第二項の規定にかかるわらず、次のいずれか少ない額を減額するものとする。

一 掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分につき、法第十八条の二第一項の規定に基づき減額された額に相当する額

(前納の場合の減額に関する経過措置)
第十三条 改正後の中小企業退職金共済法施行規則（次条において「新規則」という。）第三十条第一項の規定は、施行日以後に納付された掛金に係る減額について適用し、施行日前に納付された掛金に係る減額については、なお従前の例による。

(過去勤務通算月額に関する経過措置)
第十四条 新規則第三十七条の四の規定は、施行日以後に法第二十一条の二の申出をした者について適用し、同日前に同条の申出をした者については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年九月三〇日厚生労働省令第一五三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三一日厚生労働省令第六七号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年八月二十五日厚生労働省令第一三四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
第二条 (経過措置)
この省令の施行の日前に新たに退職金共済契約の申込みを行つた中小企業者に係る掛け負担軽減措置については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施行する。
附 則 (平成一二二年一一月一二日厚生労働省令第一一九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。
附 則 (過去勤務期間としない期間に関する経過措置)
第二条 この省令による改正後の中小企業退職金共済法施行規則第五十四条の規定は、この省令

<p>附 則 (平成二四年一月一二日厚生労働省令第一五五号)</p> <p>この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年二月二十四日厚生労働省令第二四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。</p> <p>(割増金の割合の特例に関する経過措置)</p> <p>2 第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行規則（以下この項において「新規則」という。）附則第三条（第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、新規則附則第三条に規定する割増金のうちこの省令の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、当該割増金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>
<p>附 則 (平成二七年三月一六日厚生労働省令第三四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一 条 この省令は、公布の日から施行する。 (契約の申込みに関する経過措置)</p> <p>第二 条 この省令による改正後の中小企業退職金共済法施行規則（以下「新規則」という。）第四条第三項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる退職金共済契約の申込みについて適用し、施行日前に行われた退職金共済契約の申込みについては、なお従前の例による。</p> <p>(掛金負担軽減措置に関する経過措置)</p> <p>第三 条 新規則第四十七条第二項の規定は、施行日以降にする偽りその他不正行為により同一条第一項の規定により掛け金負担軽減措置（中小企業退職金共済法施行規則第四十五条又は第四十六条の掛け金負担軽減措置をいう。）が取り消される共済契約者について適用する。</p>

(被共済者が退職した場合の届出に関する経過措置)

第四条 新規則第七十二条第三項の規定は、施行日以後に退職する被共済者に係る中小企業退職金共済法（次条において「法」という。）第三十七条の規定による届出について適用し、施行日前に退職した被共済者に係る同条の規定による届出については、なお従前の例による。（共済手帳の請求に関する経過措置）

第五条 新規則第二百二十二条第二項の規定は、施行日以後に行われる法第四十八条第一項の規定による請求について適用し、施行日前に行われた同項の規定による請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年二月一五日厚生労働省令第五六号) 抄

1 (施行期日) この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

法律第六十一条の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日厚生労働省令第五六号) 抄

1 (施行期日) この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（掛金月額の増加の促進のための掛金負担軽減措置に関する特例）

第七条 整備法附則第四条第二項本文の規定により掛金月額を五千円未満の額とした中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号。以下「中退法」という。）第一条第三項に規定する退職金共済契約（中退法第二条第二項に規定する退職金共済契約に関する特例）の掛金月額を引き上げる共済契約者に関する規定による改定後の中小企業退職金共済法施行規則（以下「新規則」という。）第四十六条の規定の適用については、同条中「最高額」とあるのは、「最高額（その額が五千円に満たないときは、五千円）」とする。

第八条 新規則第四条第一項第一号及び第五号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる退職金共済契約（中退法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。以下同じ。）の申込みについて適用し、（契約の申込みに関する経過措置）

施行日前に行われた退職金共済契約の申込みについては、なお従前の例による。

び第六項の規定は、施行日以後に中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第二条第三項に規定する退職金共済契約（以下この条において「退職金共済契約」という。）の申込みを行う同法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年四月二二日厚生労働省令第八八号) 抄

（解約手当金に相当する額の引渡しに関する経過措置）

第九条 新規則第三十四条第三号及び第三十五条の規定は、施行日以後に中退法第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された場合に適用し、施行日前に同号の規定により退職金共済契約が解除された場合については、な

お従前の例による。

（退職金相当額の受入れ等に関する経過措置）

第十条 新規則第六十二条及び第六十六条の規定は、被共済者が平成二十六年四月一日以後に退職した場合について適用し、被共済者が同日前に退職した場合について適用して、なお従前の例によ

る。（退職金相当額の受入れ等に関する経過措置）

第十一条 新規則第六十九条の五第四項及び第五項の規定の適用については、施行日以後に退職金共済契約の申込みを行う中小企業者について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例によ

る。（加入促進のための掛金負担軽減措置等に関する経過措置）

第十二条 新規則第六十九条の五第四項及び第五項の規定の適用については、施行日以後に退職金共済契約の申込みを行う中小企業者について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例によ

る。（加入促進のための掛金負担軽減措置等に関する経過措置）

第十三条 新規則第六十九条の五第四項及び第五項の規定の適用については、施行日以後に退職金共済契約の申込みを行う中小企業者について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例によ

る。（加入促進のための掛金負担軽減措置等に関する経過措置）

第十四条 新規則第六十九条の五第四項及び第五項の規定の適用については、施行日以後に退職金共済契約の申込みを行う中小企業者について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例によ

る。（加入促進のための掛金負担軽減措置等に関する経過措置）

第十五条 新規則第六十九条の五第四項及び第五項の規定の適用については、施行日以後に退職金共済契約の申込みを行う中小企業者について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例によ

る。（加入促進のための掛金負担軽減措置等に関する経過措置）

第十六条 新規則第六十九条の五第四項及び第五項の規定の適用については、施行日以後に退職金共済契約の申込みを行う中小企業者について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例によ

る。（加入促進のための掛金負担軽減措置等に関する経過措置）

第十七条 新規則第六十九条の五第四項及び第五項の規定の適用については、施行日以後に退職金共済契約の申込みを行う中小企業者について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例によ

る。（加入促進のための掛金負担軽減措置等に関する経過措置）

第十八条 新規則第六十九条の五第四項及び第五項の規定の適用については、施行日以後に退職金共済契約の申込みを行う中小企業者について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例によ

る。（加入促進のための掛金負担軽減措置等に関する経過措置）

附 則 (令和二年五月一日厚生労働省令第二〇八号) 抄

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月二七日厚生労働省令第一五九号) 抄

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年五月一日厚生労働省令第一六〇号) 抄

（施行期日）この省令は、公布の日から施行し、令和三年一月一日から適用する。

附 則 (令和五年一〇月二日厚生労働省令第一二八号) 抄

（施行期日）この省令は、令和五年十一月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月一日厚生労働省令第一二九号) 抄

（施行期日）この省令は、令和五年十一月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月一日厚生労働省令第一三〇号) 抄

（施行期日）この省令は、令和五年十一月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月一日厚生労働省令第一三一号) 抄

（施行期日）この省令は、令和五年十一月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月一日厚生労働省令第一三二号) 抄

（施行期日）この省令は、令和五年十一月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月一日厚生労働省令第一三三号) 抄

（施行期日）この省令は、令和五年十一月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月一日厚生労働省令第一三四号) 抄

（施行期日）この省令は、令和五年十一月一日から施行する。